監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

建設局（財政局）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和３年度）

<table>
<tr><th>監　査　結　果
（指　摘　事　項）</th><th>改　善　措　置</th></tr>
<tr><td>【指摘１】契約書の文言利用について

青葉山公園（仮称）公園センターに係る工事について、市は、令和 2 年 8 月 7 日に建設施工受託者との間で工事請負仮契約書（後日市議会承認を経て本契約として成立）を取り交わしている。当該契約書において、特則として読み替え条項が挿入されていたが、読み替え前の条項で使用している文言と、読み替えしようとしている文言との間に差異が生じていた。

契約の特則 : 第 62 条第 2 項
第 34 条の２の規定については、…同条第 1 項、第 4 項及び第 5 項中「中間前払金額 」とあるのは「当該会計年度の中間前払金額」と読み替え、…適用するものとする。

本条項 : 第 34 条の２ 第 5 項
受注者は、請負代金額が著しく減額された場合で、既に 中間前払金 が支払われている場合において、前払金額（受領済みの当初前払金及び 中間前払金 の額を加算した額をいう。以下同じ。）が減額後の請負代金額の 10 分の７を超えるときは、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならないこの場合において、前条第 4 項の規定は適用しない。

この点、幸いにして、何らかの問題を具体的に及ぼすような条項では無かったことから、結果的に問題が顕在化する可能性は乏しい読み替えであった。しかしながら、対外的な契約関係を示す書類に疑念をもたらす余地がある場合は、契約関係が安定せず、また自治体としての契約リスクの管理上懸念が生ずることとなりうる。
契約書に不明瞭な点があると権利関係が不明確になることから、使用する文言については判断や解釈の入らない明確なものとする必要がある。
なお、当該特則のひな型については、令和 2 年 4 月時点で修正済みであると契約担当課より説明があった。</td><td>本契約は、契約締結依頼に基づき財政局契約課において契約締結を行ったが、工事請負契約書に付す特則について、誤って、令和２年３月以前の契約に使用する特則を付したため、読み替え前の条項で使用している文言と、読み替えようとしている文言との間に差異が生じたものである。
今後、工事請負契約書に付す特則について、適用年度を記載するとともに、契約締結の際には複数人による確認を徹底することとした。</td></tr>
</table>